

別表C(2) 控除対象財産

事業 年度	自	平成22年4月1日	法人コード	A003230
	至	平成23年3月31日	法人名	財団法人新潟県消防協会

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。
 ※2 期首：申請書に添付した収支予算書の期首、期末：申請書に添付した収支予算書の期末

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 (※1)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産 取得時期	共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2		
1	公益目的事業基金	みずほ信託銀行新潟支店他	1 2	公 運用益を公益目的事業の財源として使用する。 (6月から基金を設置する。)	0円	67,922,044円		100.0%
2	殉職者遺家族援護基金	住友信託銀行	1	公 運用益を公益目的事業の財源として使用する。	1,166,838円	1,166,838円		100.0%
計(A)					1,166,838円	69,088,882円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 (※1)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2	
1	基本財産		1	管 運用益を協会運営費の財源として使用する。	10,000,000円	10,000,000円	100.0%
					円	0円	%
計(B)					10,000,000円	10,000,000円	

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2		
		公		円	円		%
計(C)				0円	0円		

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	資金の目的	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2	
				円	円	%
計(C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1	支援費準備積立金	1 公	地震、台風等の大規模災害が発生したときの被災地への支援費及び消防団の派遣が必要な場合の当該消防団等への支援費としての準備金	0円	4,436,412円
2	慰霊社改築積立金	1 公	1 基金の設置について 消防殉職者及び一般の殉難者を祀っている太平神社については、昭和25年9月に新潟市中央区西大畑町の新潟大神宮の境内(敷地)に建立された。(新潟大神宮本社の右隣の小規模な社)当協会は、建立から60年を経過し老朽化が進んでいることから、改築又は慰霊碑の建設を行うため平成21年度に基金を設置した。 2 太平神社の経緯及び改築費用等の負担について 消防組織法制定(昭和22年)以前は、消防制度は警察制度の一部であり消防殉職者等については警察殉職者と合同で合祀されてきており、太平神社は、警察殉職者と消防殉職者の合祀の神社として建立する際、昭和25年10月に結成された警察と消防の合同組織である「殉職警察消防官公吏消防団員等顕彰事業奉賛会」が殉職者慰霊祭を行ってきた。しかしながら、昭和61年4月、警察は消防とは別に慰霊祭を行うこととなり同会は解散し、以来消防殉職者慰霊祭の開催等を新潟県消防協会が担ってきたものである。 太平神社の所有については、不動産登記法上の登記は行われていないが新潟大神宮が所管するものとして神社本庁に届出され、同大神宮が管理する宗教施設	0円	4,000,000円

		<p>となっている。 一般的に神社は、氏子の支援により管理運営がなされているものであるが、当神社には、氏子は存在せず、支援者としては遺族及び消防関係者からなる新潟県消防協会のみとなっている。太平神社については新潟県消防協会に所有権がないとしても、同神社は伝統的に実施してきた消防殉職者慰霊祭事業を通じて広く消防活動の重要性を啓発していくために必要な施設である。</p> <p>消防殉職者及び消防殉難者は一般の人々を火災や災害から守るために崇高な使命をもって尊い命を捧げた人達であり、太平神社はその御霊を祀る施設であることから一般人を含め消防関係者は、御霊の功績を称え、冥福を祈るため大切に守っていかねばならないものである。同神社は当協会が実施する消防殉職者慰霊祭のよりどころである施設であり、慰霊祭を実施する中で、火災や災害による犠牲者が出ないことを祈り社会への貢献を広く啓発するために必要な施設として、新潟県消防協会が改築費用等を準備するものである。</p> <p>太平神社に係る経緯の詳細は、別紙補足資料のとおり。</p>		
計(D)			0円	8,436,412円

4. 特定費用準備資金（公益以外）（別表C(5)より）

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
計(D)				0円	0円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産（1～4に記載した財産は含まれません。）

番号	財産の名称	事業番号 (※1)	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
計(E)				0円	0円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金（1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	0円
計(F)				0円	0円

控除対象財産の額（A～Fの合計）			期首※2	期末※2
			11,166,838円	87,525,294円
			期首※2	
公益認定後に公益目的取得財産残額となることが見込まれる額（上記1～6の財産のうち、公益目的事業を行うために使用又は処分する財産の額の合計）			I	1,166,838円
Iのうち認定前に取得した不可欠特定財産の額			II	0円